

【南相馬市国土利用計画（第2次）（素案）パブリックコメントの意見と市の対応方針】
（パブリックコメント実施期間：平成27年9月1日～9月20日）

項目	意見等	市の考え方
<p>1</p> <p>第1章 土地利用の現状と課題 4 土地利用の課題 (1)復旧・復興・再生へ向けた土地利用</p>	<p>「特に、放射性物質による生活圏、農用地及び森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と土地に対する風評を払拭することが必要となります。」とあるが、この『風評』という言葉が用いられる背景には、行政が「本当は安全な状況なのに『風評』によって不安が煽られ、経済的な損失が生じているため、人々の不安を取り除き『風評』を払拭することが、放射線対策の主目的である」との考えがあるかのように思われる。これほど住民を侮辱した態度はない。この『風評』という言葉は徹底したモニタリングの結果の後に使われるべき言葉だと考える。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「特に、放射性物質による生活圏、農用地及び森林などの汚染は、土地利用に重大な影響を与えていることから、効果的・効率的な除染の推進と土地に対する風評を払拭すること科学的見地に基づいた正確な情報の発信が必要となります。」に修正します。</p>
<p>2</p> <p>第2章 土地利用の基本構想 1 基本理念 2 土地利用の基本方針</p>	<p>放射性物質により広域にわたって汚染されている状況については、本案において的確な現状認識が示されているが、放射線対策はまるで山間地と農用地に限定されているかのような極めて不十分なものとなっている。放射性物質による汚染の問題は、濃淡の違いはあれ農用地・森林・原野・水面・河川等すべてに共通の課題である。</p> <p>また、放射性物質による汚染の問題は、徹底したモニタリングが重要であり、除染を中心に対策を講じるとすれば、線量よりも汚染実態の把握が急務である。土壌や山林・水路などの汚染実態を把握しなければ、効果的・効率的な除染はできない。</p> <p>さらに、放射性物質の汚染対策において、除染の他に重要なのが放射線防護の問題である。農作業や林業などの屋外活動においては、放射性物質による身体汚染の問題が発生する。過度の汚染は内部被ばくにもつながるため、この点についても的確な防護対策が求められる。</p> <p>以上の3点の趣旨について、基本理念及び基本方針に盛り込むべきではないか。</p>	<p>放射性物質による汚染に対する除染等の具体的な対策については、南相馬市除染実施計画において定めております。</p> <p>放射線防護の対策については、市民の不安や要望に個別に対応できる体制を整備するため本年9月から放射線健康相談員を配置しております。また、放射線の基礎知識をまとめた冊子を市民の皆様へ配布する予定でございます。</p> <p>なお、本計画は土地の利用に関する基本的事項を定める計画でございますので、原案のとおりといたします。</p>

項目		意見等	市の考え方
3	第2章 土地利用の基本構想 3 利用区分別の土地利用の基本方向 (5) 道路	原町区上渋佐字原田の道路について、農道に面する農地が東日本大震災以降は休耕地又は耕作放棄地となっているため、この農道を道路化することにより、この一帯は多様な利活用が可能になるかと思われる。	ご指摘の道路については、現在、市において整備する計画はございませんが、道路整備に係る貴重なご提案として、今後の道路整備計画の参考とさせていただきます。 なお、本計画は土地の利用に関する基本的事項を定める計画でございますので、原案のとおりといたします。
4	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 オ 避難指示区域	避難指示区域を区別しているのが気になる。避難指示区域の記述について、放射性物質の汚染実態から判断すれば、避難指示区域との明確な線引きはできないため、特筆すべきものではないと思われる。	避難指示区域は、全ての市民が長期の避難を余儀なくされ、震災以前と同様の土地利用ができない土地が発生しているなど、他の地域とは現況や特徴が異なる地域であることから、特筆して土地利用の方向を示す必要があると考えますので、原案のとおりといたします。
5	第3章 利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要 2 地域別の概要 (2) 地域別の概要 オ 避難指示区域	地域別の概要において避難指示区域を設けているが、旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部の土地利用の視点が抜けているのではないか。	旧特定避難勧奨地点や線量の高い山間部については第3章2(2)エの山間地域に含まれており、山間地域については「原発事故により広範囲の森林が放射性物質に汚染され、森林整備や林業生産活動が停滞し、森林の有する多面的機能が低下していることから、放射性物質対策や森林整備等により森林の再生を図るとともに、自然減衰、ウェザリング効果による空間放射線量の推移をモニタリングする」と記述していることから、改めて地点単位等の土地利用を定める考えはなく、原案のとおりといたします。